

第8回適正な価格形成に関する協議会 議事要旨

令和7年6月25日（水）

○全国農業協同組合中央会 藤間 常務理事

これまで熱心なご議論をいただいた結果、食料システム法が本国会で可決・成立したことについて、関係者のご尽力に改めて感謝申し上げます。生産現場からも期待の高いこの法案が成立したことについて、喜ばしい声が聞こえている。今後、新たな法制度の詳細を詰める段階になるが、新たな仕組みがしっかりと機能し、政策目標を達成できるよう、関係者の皆様による更なる議論の深化をお願いしたい。JAグループも積極的に議論に参画し、役割を果たしていきたい。

「判断基準の検討項目」は、労務費指針の内容も参考としながら、これまでの協議会での意見をふまえて整理したものと認識しており、特段の意見はなく、基本的にはこの方向で検討を進めていただければと思う。

資料8ページの2や9ページの4に記載のある公表資料について、指定品目以外の品目も含め、どのような資料が想定されるのか、関係者がイメージできるような広報資材を主な品目ごとに作成・配布することも有効だと思うため検討いただきたい。

資料11ページの9の交渉資料の作成について、文書で記録を作成する場合、お互いの記録の内容に差があることも想定されるため、保管の前に双方で記録の内容を確認すること等も必要かと思われるが、どのように考えればよいか。

食料システム法の執行体制について、先般閣議決定された新たな資本主義実行計画においては、下請法の改正をふまえ、公正取引委員会の体制強化や、中小企業庁との連携体制の構築など、執行強化のための体制強化や対応厳格化の方向性が明記されている。農林水産省においても、Gメンの活用や相談窓口の設置など、食料システム法の適切な執行に向けた体制の整備を、制度の具体化とあわせて、検討いただきたい。

コスト指標の作成に向けた今後のスケジュールについて、例えば米で令和8年産からの活用を念頭におけば、遅くとも来年の夏頃には指標の作成が必要になると考える。今後の協議次第とは思いますが、どのようなスケジュールを想定しているか。

○全国農業協同組合連合会 齊藤 代表理事専務

食料のサプライチェーンを構成する皆様と協議できる場を提供いただいたこと自体、大きな成果だと思っている。

ご提案いただいた判断基準に盛り込むべき事項については概ね異論はない。一点だけ申し上げますと、資料11ページの9の交渉記録の作成については、音声記録の活用を認めたり、書面記録様式を明示していただく等、負担の少ない方法を検討いただきたい。

売り手の立場として、8ページの2の協議の申し出にあたっては、公表資料やコスト指標を活用して根拠となるべき事項の説明に努めるとともに、10ページの7の持続的な供給に資する取組の提案については、サプライチェーンの皆様と連携をして、必要な検討・協力を実施していきたい。

一方で、コスト指標の作成にあたっては整理すべき事項も多く、引き続き協議・検討が必要だ

と認識している。本会としても主体的に参画していきたいと思っている。今回参加の皆様にもご協力いただきたい。

○日本農業法人協会 井村 副会長

2年間議論を重ね、食料システム法が成立したことについて、生産者を代表して御礼申し上げます。生産者仲間からも期待の声が多い。この2年間を振り返ってみると、国民の消費の中でも、農産物は特別なものであって、家計にとっても重要なものであると改めて認識した。川上から川下まで合理的な交渉が行われていく中では、プロダクトアウトのような考えだけで、最後の消費者が手に入る価格が高いものになってはいけないことを痛感した。消費者の値ごろ感も大切なファクターだと、生産者として肝に銘じている。生産者自身もそういうことを理解しながら持続的な生産を行い、国民の期待に応えられるよう頑張っていきたい。

○中央酪農会議 菊池 専務理事（隈部副会長の代理出席）

食料システム法が成立し公付されることについて、これまでの尽力に感謝。

運用に当たっては、法の趣旨がしっかりと体现されるよう、制度設計されることが重要。特にコスト指標のあり方はこの制度の趣旨・効果を担保するうえでも重要な点。コスト指標に関する具体的な検討はワーキンググループで行うとのことだったが、飲用牛乳ワーキンググループは1年以上も開催されていない状況である。一方で、資料の12ページ以降には米、野菜、豆腐・納豆のワーキンググループの議論を踏まえた方向性が示されているため、改めてコスト指標に対して5点、意見する。

1点目。生乳生産費調査は、生産現場からは必ずしも実態を反映した結果ではないとの指摘がある。標本数や抽出方法等について改善を検討いただきたい。

2点目。現実の生乳生産費は、経営規模や経営形態、地域特性等により、酪農経営体ごとに大きく異なる。一方で、生乳生産費調査結果は平均値であり、平均値のみのコスト指標では、当該生産費水準に乳価が収斂する可能性が高く、立地上平均コストを上回る地域や前向きな設備投資等を行った酪農経営が再生産できなくなる指標となる可能性があり、一つ又は複数でも僅かな数での実数の指標で、多様な経営体を受け止めることは困難。

3点目。現在の生乳生産費調査の結果は、例えば乳牛償却費において、自家育成と外部導入では、生産費上の捉え方が大きく異なる。また、現状の酪農経営においては、資材高騰等を背景に乳牛に栄養価の高い飼料を十分に与えることができない、従業員に対して他産業並みの賃金上昇を実現できていないという状況を反映した生産費調査結果である。加えて、輸送費や労働費など今後も上昇が見込まれるコストについて直近の動向を公表済の統計資料のみを用いて反映することは困難。以上のことから、生乳生産費調査結果へ単純に直近の動向を反映しても、翌年度価格の交渉の根拠とするための指標としては十分ではない。

4点目。生乳は用途別取引を行っているため、飲用等向け乳価を引き上げた結果、加工率が上昇し、乳製品向け乳価も含めた生産者手取り乳価では、コスト上昇分を賄いきれないといった状況が生じる可能性があること、生乳については、飲用向けと加工向けの仕向け量の調整により需給調整が図られている点に留意する必要がある。

5点目。消費者目線での値ごろ感のある適正価格と生産者目線での再生産可能な適正価格に乖

離が存在していることが想定されることから、この乖離を縮小して行くための理解醸成の取組を同時並行で継続的に進めていただきたい。

判断基準では、コスト指標による説明は尊重することとあるが、コスト指標については、前提をどうするか、誰がどうやって作っていくのか、消費者の理解醸成のためにどこまで詳しく公表していくかなど、まだまだ議論が必要であることは、資料の意見の欄かどこかに明記していただきたい。

○食品産業センター 荒川 理事長

6月18日に食料システム法が交付されたが、ここまで来られたことは素晴らしいことである。この議論に参画してきた関係者の皆様をはじめ多くの方々のご協力、ご努力の賜物と考えている。農業生産現場や食品メーカー、卸、小売、消費者の理解が得られる形でまとめていただき感謝。

今後は消費者理解を得ることが一番重要なことと考える。食料システムの真ん中にいる食品製造業の団体として、しっかり情報発信していきたい。

また食品製造段階の事業者には誤解が生じないようにするためにも、ぜひ当センターのネットワークを活用していただきたい。全国津々浦々に中小企業があり、行政からも引き続きそこに向けた情報発信をするものと承知しているが、我々としても情報発信に取り組んでいきたい。

○日本乳業協会 本郷 常務理事（宮崎専務理事の代理出席）

食料システム法が成立したことについて敬意を表する。判断基準に盛り込むべき事項については、取引の実態に即していると考えられるため、団体として特に異論はない。細部については、乳業メーカーの構成員に意見があるかもしれないので、今後のワーキンググループで議論していきたい。

一方で飲用牛乳ワーキンググループは1年以上開催されておらず、飲用牛乳をめぐる様々な課題について十分な議論ができていないと感じている。このため、ワーキンググループの乳業関係構成員6名と本協議会の乳業協会構成員1名の合計7名で話し合い、懸念や課題を明確にするため、課題の多いコスト指標等に対する意見書を取りまとめて、農林水産省へ提出した。具体的にはコスト調査や一律的なコスト指標の設定では、平均的な生産費を上回る地域等での酪農経営が成り立たない、全国津々浦々への供給を行っている牛乳で赤字が発生する等の課題が残っている。このため、品目ごとの特性に応じた柔軟な運用をお願いしたい。

コスト指標等に対する意見書のうち、骨子部分の6点を申し上げる。

1点目。統計的有意性の確保について。国が法に基づく指導・勧告等に利用するのであれば、多種多様な牛乳販売の実態を踏まえ、統計的有意性のある標本抽出数の確保を前提としたコスト指標の作成が必要であると考えるが、今回国が実施したコスト調査でも乳業メーカーから統計的に有意な水準の回答・協力を得られなかった中で、民間のコスト指標作成団体が国によるコスト調査以上の水準の調査を実施することは困難である。

2点目。乳業者以降の取引からみた実数で示すことの課題について。冒頭で述べた生産費の実態に加えて、牛乳の小売価格が1本200円未満のものから300円前後のものまで分布している中で、コスト指標としての実数値をどの水準で示したとしても、それより高い商品には価格の下げ圧力がかかることになる。

3点目。生産者・乳業者間の取引からみた実数で示すことの課題等について。乳業メーカー側としても、生産者側の中央酪農会議の意見とほぼ同様の意見である。

4点目。公正取引委員会の関与等について。判断基準の程度問題等について、生乳・飲用牛乳の取引実態に照らして、コスト指標の作成・活用が独禁法上のカルテルに当たらないか不明・不安であるため、公正取引委員会にも参加いただき考え方を拝聴する機会を設けていただきたい。

5点目。コスト指標作成団体について。これまでも申し上げてきたとおり、乳業メーカーからの現役出向者のいる既存の乳業関係団体では秘密保持義務に違反する恐れがあるため、コスト指標作成団体とはなり得ないとする。

6点目。生産費調査結果の早期公表に向けた検討をお願いしたい。

構成員に意見書を共有・公開したうえで、詳細については飲用牛乳ワーキングで議論をしていきたい。

○全国中央市場青果卸売協会 出田 専務理事

2年間にわたり、私共の経営実態を踏まえた意見を聞いていただき感謝。資料の「判断基準に盛り込むべき事項」について3点申し上げる。

1点目。法36条第1号に基づく誠実協議について、資料9ページの6に誠実協議に該当しない事例として「合理的な根拠を説明せず、コストを著しく下回る納入価格を一方的に決定すること」とあるように、買い手が売り手に対して強い立場にあることを前提にして、買い手側に誠実な協議を求めるものと認識しているが、青果の卸売市場における取引の場合は、集約化等により価格への発言力を強める産地側と、強力なバイイングパワーを有する量販店等の買い手側の要請価格にギャップが生じており、そのギャップを流通業者が被って厳しい経営状況に追い込まれている。こうした実態を踏まえると、産地側が買い手側から需給事情や相場状況を説明しても受け入れずに、法的根拠のあるコスト指標を基にして一方的に価格を押付けることのないように、制度の趣旨がきちんと伝わるようにご指導願いたい。

2点目。資料10ページの7の商慣習の事例として、標準パレットの使用について記載がある。青果流通では標準型ではないパレットが次々と出てきていて、市場卸売業者の管理・保管に多大なコストがかかっており、今回このように例示していただき感謝。

3点目。資料11ページの9の交渉記録の作成について、市場取引では一般取引と異なり、毎日多数の出荷者と多数の買い手が参集し、大量の青果の取引を1日で行っている。その中で卸売業者は出荷者側・買い手側の双方と価格や数量を交渉しているが、それを逐一記録するのは膨大な事務負担になるため現実的ではない。そういった実態がある市場取引が一律に努力義務の対象となることのないよう、配慮していただきたい。

○日本スーパーマーケット協会 江口 専務理事

最終的な価格は相対で決まるものであり、コスト指標がすべてを縛るのではないと理解している。コスト指標作りはモデルを作るということであり、価格交渉をするためのきっかけの一つと理解しているため、自由な取引が担保されていると感じている。

資料6ページに二点記載されている努力義務について、様々なコストが上がる中で一定の価格転嫁は絶対に必要であり、その実現のための協議は重要と考えている。また、すべてを価格に転

嫁すると売れなくなるという現実もあるため、コストを低減するための効率化にも取り組まなければならないと考えている。このような点が考慮されており、バランスが取れた制度設計になっていると考える。こういった取組を実現することで、持続可能な食料の供給を実現できると理解している。コスト指標を作成するにあたって、細部まで全てデータを出していけるかは課題であるが、一定のモデルを作ることに賛同するため、可能な限り協力できると考えている。なお、効率的な食品流通を実現するためには標準化とデジタル化が重要であるため、その点も忘れずに検討していきたい。

○日本惣菜協会 大隅 常務理事（黒田副会長の代理出席）

取引は相対で最終的に決めるべきというのは江口委員と同様の意見である。コスト指標について、資料上は円表示となっているが、製品によりコスト構造が異なる場合は、パーセント表示で置き換えて良いのではないか。コストのうち、どれがどれくらいの割合なのかを示したうえで、お互いに納得して取引が始まったのであれば、状況に応じたコストアップに対しても交渉権が出てくると理解している。交渉記録においても、コストが上がったことに対して価格交渉を受け入れてもらえたかどうかの交渉記録を残しておきさえすれば、交渉結果に関わらず、商取引としては適切なものだと考えるべきである。

○日本生活協同組合連合会 平野 政策企画室長（二村常務理事の代理出席）

判断基準に盛り込むべき事項について異論はない。ぜひ、この商慣習の事例について周知されると良いと思う。

構成員のコスト指標の話聞いて共感することもあった。コストが上がって値上げざるを得ない状況に直面している。

今回コスト指標の仕組みを作ることによって、このコストを全て価格へ反映すると売れなくなるよね、というのが交渉のスタートになるのではないか。商談にあたる取引関係者の人たちで、どうやったら効率的なサプライチェーンで消費者に商品を届けことが出来るのか、知恵を絞るきっかけになるのではないかと期待している。コストの見える化によって、どこかに引き下げの余地がないとか、新しいアイデアはないかというのを、サプライチェーンの関係者で考える取引が実現できると良いと思っている。

今回の米騒動をみても、消費者は流通について知らないことが多いと思った。そのためこういった取組が広く知られるのはとても大事だと思っている。施行される際に、マスコミの報道についても、その趣旨に沿った報道がされるように工夫をしていただきたい。コスト指標の使い方が誤った形で通用されないように報道されると良いと思う。

コスト指標は一般的な流通経路で販売される商品には代表性を持ち、参考になると思うが、例えば希少性が高く仕込み量が少ない地方の商品や、小規模な生産者・スタートアップで大きな投資がかかっている商品ECサイトや直販といった消費者からするとコストが削減された形で入手できる商品など、様々なモノの価格と売り方がある。それらが納得感のある価格で売られることが非常に重要と思っている。

この仕組みについて正しく消費者に理解されるような報道が行われるよう、関係者からの皆様からも情報提供をしていただければと思う。

○全国消費者団体連絡会 郷野 事務局長

食品の持続的な供給を図るために、取引に2つの努力義務が定められ、事業者間において、誠実な取引が行われることは消費者にとっても良いことだと思う。

具体的な行動規範となる判断基準に盛り込むべき事項について異論はない。

消費者としては価格上昇だけでなく、生産性の向上とともに消費者に提供される情報の伝達やコミュニケーションの精度を上げていただきたい。

生産の現場では持続可能な価格形成を目指すことが重要である一方で、市場を見ると米を中心に食品の価格高騰が続いており、消費者から理解を得ることが難しい状況が続いていることは否めない。そのような中、先週の金曜日に、一般の消費者に向けた米の流通を学ぶための学習会を開催したところ、200名を超える参加があり、消費者の関心の高さが浮き彫りとなった。米だけでなく、消費者の生活に欠かせない野菜や、毎日食卓に上る食品を取り巻く事情について、正しく伝えていくことのニーズを痛感した。

資料2の食料システム法の概要パンフレットは分かりやすいと感じた。今後消費者教育用として消費者の視点に特化した周知啓発資料があるとありがたい。